

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 許認可等の名称  | 堺市立人権ふれあいセンターの駐車場の使用料の減免   |  |
| 根拠条例等・条項 | 堺市立人権ふれあいセンター条例第15条第3項<br>堺市立人権ふれあいセンター条例施行規則第19条第7項   |  |
| 所 管 課    | ダイバーシティ推進部   | ダイバーシティ企画課                                   |
| 審 査 基 準  | <p>堺市立人権ふれあいセンター条例第15条第3項<br/>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>堺市立人権ふれあいセンター条例施行規則第19条第7項<br/>7 条例第15条第3項の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる車両及びその額は、次のとおりとする。<br/>(1) 本市又は他の地方公共団体の公用自動車 全額<br/>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める車両 全額又は半額</p> |  |
| 標準処理期間   | 標準処理期間   | 即日（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。） |
|          | 標準処理期間を設定できない理由  |  |